

# 出願から登録までの流れ



※1：出願から3年以内に審査請求を行うことにより審査が開始します。商標・意匠は出願＝審査開始なので審査請求はありません。  
※2：出願後に特許庁との交渉が必要になった場合に中間処理（手続補正書・意見書等の提出）が発生します。  
※3：特許庁の審査を通過したときに登録となります。すべての出願が審査を通過するわけではありません。  
※4：特許出願を行うと発明の内容が原則公開されます。技術を独占するためには登録（特許権の取得）が必要ですが、公開により他社が類似技術で特許権を取得することを阻止するという効果が得られます。